

食肉生産流通多角化支援事業費 補助金交付要綱の制定について

〔 2 生 畜 第 2 4 3 0 号
令和 3 年 3 月 3 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

制 定 令和 3 年 3 月 31 日付け 2 生畜第 2430 号

この度、食肉生産流通多角化支援事業について、別紙のとおり食肉生産流通多角化支援事業費補助金交付要綱が定められたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

食肉生産流通多角化支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和3年3月31日付け2生畜第2430号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(通則)

第1 食肉生産流通多角化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、食肉生産流通多角化支援事業実施要綱（令和3年3月31日付け2生畜第2430号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金の交付は、都道府県知事又は生産局長が別に定める者から公募により選定された団体が、同別表の事業内容の欄の1及び2に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事が行う実施要綱別表の事業内容の欄の1の事業を実施するために必要な経費及び同事業を実施するために必要な経費を補助する経費並びに生産局長が別に定める者から公募により選定された団体が行う同別表の事業内容の欄の2の事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、別表2の補助事業者の区分に応じて、同表の交付決定者欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に交付申請書を提出しなければならない。

2 都道府県知事又は生産局長が別に定める者から公募により選定された団体(以下「補助事業者」という。)は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 交付決定者は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があった場合は、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、第4第1項の規定による申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者(地方公共団体を除く。以下第8において同じ。)は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第9 補助事業者は、第6第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部または一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させて

はならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更の場合を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更の場合を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在)において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号の概算払請求書兼遂行状況報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、交付決定者は事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては

ては総務部長をいう。)宛てに提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定による財務大臣との協議が調った日以降に、協議が整った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく関係補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第16 交付決定者は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とされる場合で、か

つ、この期限により難いときは90日) 以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱)

第17 交付決定者は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額(以下「海外付加価値税」という。)について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第15第1項による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第15第4項に準じて交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(額の再確定)

第18 補助事業者は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。

2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第16第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第19 交付決定者は、第10第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の規定による返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第16第3項の規定（括弧書を除く）を準用する。

（財産の管理等）

- 第20 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第21 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条の規定により財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第4第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第6第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
 - （1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - （2）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
 - 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

- 第22 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

- 第23 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収

入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出についてその証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第24 補助事業者のうち地方公共団体にあっては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第25 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するとき、本要綱第4から第24までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし

書の場合にあつては、第 6 による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

- 4 補助事業者は、第 1 項第 3 号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

別表 1（第 3、第10関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
I 国産農産物 生産基盤強化 等地方公共団 体整備費補助 金	補助事業者が実施要綱に基 づいて行う事業に係る次に掲 げる経費 1 食肉生産流通多角化施設 整備支援事業に要する経費	1/2以内	1 同一の施設及び設備の設計 単位ごとに次に掲げる変更 （1）工事費の各費目相互間 における30%を超える増減 （2）工事雑費以外の経費から 工事雑費への流用	1 事業費の30%を超 える増又は国庫補助 金の増 2 事業費又は国庫補 助金の30%を超える 減 3 補助事業者の名称 の変更 4 事業の中止又は廃 止
II 国産農産物 生産基盤強化 等事業費補助 金	補助事業者が実施要綱に基 づいて行う事業に係る次に掲 げる経費 1 和牛肉輸出品目拡大支援 事業に要する経費	定額		1 事業費の30%を超 える増又は国庫補助 金の増 2 事業費又は国庫補 助金の30%を超える 減 3 補助事業者の名称 の変更 4 事業の中止又は廃 止

別表 2（第 4 関係）

事 業 名	補助事業者の区分	交 付 決 定 者
食肉生産流通多角化施設整備支援事業	左欄に掲げる事業を実施する補助事 業者のうち以下の区分以外のもの	補助事業者の主たる事務所の所 在地を管轄する地方農政局長
	北海道に主たる事務所又は事務局が 所在する補助事業者	北海道農政事務局長
	沖縄県に主たる事務所又は事務局が 所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
和牛肉輸出品目拡大支援事業	左欄に掲げる事業を実施する補助事 業者	農林水産大臣